

兵庫県公報

令和6年3月5日 火曜日 第495号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 指定納付受託者の指定（財政課）	1
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	2
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	7
○ 土地区画整理組合の事業計画の変更認可（都市計画課）	7
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課）	8
○ 同 上（同）	8
公 告	
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（北播磨県民局）	8
○ 同 上（中播磨県民センター）	9
病院局公告	
○ 入札公告	9
○ 落札者等の公示	14
選挙管理委員会告示	
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	15
教育委員会公告	
○ 落札者等の公示	16
○ 同 上	16
○ 同 上	16
○ 同 上	17
○ 同 上	17
○ 同 上	18
○ 同 上	18

告 示

兵庫県告示第158号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和6年3月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 指定納付受託者の名称及び所在地
株式会社ピアトゥー
東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
丸の内トラストタワー本館20階
- 2 指定をした日
令和5年12月22日

~~~~~

**兵庫県告示第159号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和6年3月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
播州織工業協同組合  
兵庫県西脇市鹿野町162番地  
理事長 森本 一典
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
播州織工業協同組合  
兵庫県西脇市鹿野町162番地
- (3) 特定施設に関する事項

| 種 類                                              | 19号チ 薬液浸透施設 (No. 1)  |     | 19号チ 薬液浸透施設 (No. 2) |     |     |
|--------------------------------------------------|----------------------|-----|---------------------|-----|-----|
|                                                  | 通常                   | 最大  | 通常                  | 最大  |     |
| 能 力                                              | 布速150m/分             |     | 布速40m/分             |     |     |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日                                | 既 設                  |     | 同 左                 |     |     |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日                                | 既 設                  |     | 同 左                 |     |     |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日                                | 許 可 後                |     | 同 左                 |     |     |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間                              | 6時～22時 16時間          |     | 同 左                 |     |     |
| 使用時間の季節的変動の概要                                    | な し                  |     | 同 左                 |     |     |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値          | 区 分                  | 通常  | 最大                  | 通常  | 最大  |
|                                                  | 水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数) | 6～7 | 5～8                 | 6～7 | 5～8 |
|                                                  | 生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L) | 150 | 300                 | 150 | 300 |
|                                                  | 化学的酸素要求量 (単位 mg/L)   | 100 | 200                 | 100 | 200 |
|                                                  | 浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)  | 50  | 100                 | 50  | 100 |
|                                                  | 窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)  | 10  | 20                  | 10  | 20  |
|                                                  | りん 含 有 量 (単位 mg/L)   | 0.2 | 0.5                 | 0.2 | 0.5 |
| ふつ素及びその化合物 (単位 mg/L)                             | 0.15                 | 0.4 | 0.15                | 0.4 |     |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日) | 5                    | 10  | 5                   | 10  |     |

備考 既設特定施設を廃止するため、排出水の量及び汚濁負荷量は減少する。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和6年3月5日から同月26日まで
- (2) 場所 兵庫県環境部水大気課及び西脇市くらし安心部環境課

|                        |     |                        |     |                        |     |                        |     |
|------------------------|-----|------------------------|-----|------------------------|-----|------------------------|-----|
| 19号チ 薬液浸透施設<br>(No. 3) |     | 19号チ 薬液浸透施設<br>(No. 4) |     | 19号リ のり抜き施設<br>(No. 1) |     | 19号リ のり抜き施設<br>(No. 2) |     |
| 布速60m/分                |     | 布速60m/分                |     | 容量1,000L~1,200L        |     | 50kg/回                 |     |
| 同 左                    |     | 同 左                    |     | 同 左                    |     | 同 左                    |     |
| 同 左                    |     | 同 左                    |     | 同 左                    |     | 同 左                    |     |
| 同 左                    |     | 同 左                    |     | 同 左                    |     | 同 左                    |     |
| 同 左                    |     | 同 左                    |     | 同 左                    |     | 同 左                    |     |
| 同 左                    |     | 同 左                    |     | 同 左                    |     | 同 左                    |     |
| 通常                     | 最大  | 通常                     | 最大  | 通常                     | 最大  | 通常                     | 最大  |
| 6~7                    | 5~8 | 6~7                    | 5~8 | 6~7                    | 5~8 | 6~7                    | 5~8 |
| 150                    | 300 | 150                    | 300 | 200                    | 300 | 150                    | 300 |
| 100                    | 200 | 100                    | 200 | 200                    | 300 | 100                    | 200 |
| 50                     | 100 | 50                     | 100 | 50                     | 100 | 50                     | 100 |
| 10                     | 20  | 10                     | 20  | 3                      | 5   | 3.5                    | 7   |
| 0.2                    | 0.5 | 0.2                    | 0.5 | 1                      | 2   | 0.2                    | 0.5 |
| 0.15                   | 0.4 | 0.15                   | 0.4 | 0.15                   | 0.4 | 0.15                   | 0.4 |
| 5                      | 10  | 13                     | 26  | 8                      | 16  | 10                     | 20  |

| 19号リ のり抜き施設<br>(No. 3、No. 4) |     | 19号リ のり抜き施設<br>(No. 5) |     | 19号リ のり抜き施設<br>(No. 6) |     | 19号リ のり抜き施設<br>(No. 7) |       |
|------------------------------|-----|------------------------|-----|------------------------|-----|------------------------|-------|
| 25kg/回                       |     | 液量300~2,700L           |     | 布速60m/分                |     | 布速150m/分               |       |
| 同 左                          |     | 同 左                    |     | 同 左                    |     | 同 左                    |       |
| 同 左                          |     | 同 左                    |     | 同 左                    |     | 同 左                    |       |
| 同 左                          |     | 同 左                    |     | 同 左                    |     | 同 左                    |       |
| 同 左                          |     | 同 左                    |     | 同 左                    |     | 同 左                    |       |
| 同 左                          |     | 同 左                    |     | 同 左                    |     | 同 左                    |       |
| 通常                           | 最大  | 通常                     | 最大  | 通常                     | 最大  | 通常                     | 最大    |
| 6~7                          | 5~8 | 6~7                    | 5~8 | 6~7                    | 5~8 | 6~7                    | 5~8   |
| 150                          | 300 | 400                    | 800 | 150                    | 300 | 800                    | 1,500 |
| 100                          | 200 | 200                    | 400 | 100                    | 200 | 500                    | 800   |
| 50                           | 100 | 50                     | 100 | 50                     | 100 | 150                    | 200   |
| 3.5                          | 7   | 3.5                    | 7   | 3.5                    | 7   | 3                      | 5     |
| 0.2                          | 0.5 | 0.2                    | 0.5 | 0.2                    | 0.5 | 0.2                    | 0.5   |
| 0.15                         | 0.4 | 0.15                   | 0.4 | 0.15                   | 0.4 | 0.15                   | 0.4   |
| 10                           | 20  | 16                     | 32  | 6                      | 12  | 299                    | 499   |

|             |      |
|-------------|------|
| 19号ホ シルケット機 |      |
| 布速150m/分    |      |
| 同 左         |      |
| 同 左         |      |
| 同 左         |      |
| 同 左         |      |
| 同 左         |      |
| 通常          | 最大   |
| 6～12        | 5～13 |
| 100         | 200  |
| 100         | 200  |
| 100         | 150  |
| 3           | 5    |
| 0.2         | 0.5  |
| 0.15        | 0.4  |
| 317         | 476  |

兵庫県告示第160号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和6年3月5日から供用を開始する。

その関係図面は、令和6年3月5日から2週間、但馬県民局養父土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 道路の種類<br>路線名  | 道路の区域                                      |    |                  |              |    |
|---------------|--------------------------------------------|----|------------------|--------------|----|
|               | 区間                                         | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル)  | 延長<br>(メートル) | 備考 |
| 国道<br>3 1 2 号 | 養父市八鹿町下網場字上ノ山156番から<br>同 市八鹿町下網場字下網場14番1まで | 旧  | 10.0から<br>31.0まで | 314.0        |    |
|               |                                            | 新  | 10.0から<br>31.0まで | 314.0        |    |

兵庫県告示第161号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和6年3月5日から供用を開始する。

その関係図面は、令和6年3月5日から2週間、但馬県民局養父土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域                                       |    |                  |              |    |
|--------------|---------------------------------------------|----|------------------|--------------|----|
|              | 区間                                          | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル)  | 延長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>宮津養父線  | 養父市八鹿町下網場字下網場88番1から<br>同 市八鹿町下網場字上ノ山171番2まで | 旧  | 10.0から<br>31.0まで | 301.0        |    |
|              |                                             | 新  | 10.0から<br>31.0まで | 301.0        |    |

兵庫県告示第162号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和6年3月5日から供用を開始する。

その関係図面は、令和6年3月5日から2週間、但馬県民局養父土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域                                     |    |                  |              |    |
|--------------|-------------------------------------------|----|------------------|--------------|----|
|              | 区間                                        | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル)  | 延長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>養父宍粟線  | 養父市八鹿町下網場字中野425番6から<br>同市八鹿町下網場字下網場14番1まで | 旧  | 10.0から<br>31.0まで | 480.0        |    |
|              |                                           | 新  | 10.0から<br>31.0まで | 480.0        |    |



**兵庫県告示第163号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、西播磨県民局光都土木事務所及び佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。

令和6年3月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定区域

| 区域名    | 市郡名 | 区町名 | 町大字名 | 小字名                    | 地番                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------|-----|-----|------|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 奥金近(3) | 佐用郡 | 佐用町 | 奥金近  | 東森谷<br>西ノ土居<br><br>堂垣内 | 821番2の一部、821番3、857番2の一部、858番1から858番3まで<br>909番1、910番1、915番、917番、920番1から920番3まで、921番1の一部、923番5から923番7までの各一部、923番8から923番11まで、923番13、924番1の一部、927番の一部、939番の一部、940番の一部、941番、942番、946番、947番、909番1から923番5に至る地先の道路敷の一部、910番1から915番に至る地先の道路敷、927番から947番に至る地先の道路敷の一部<br>1155番、1156番1、1158番1、1160番の一部、1162番の一部、1180番14の一部、1180番16、1180番19、1180番21 |



**兵庫県告示第164号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、稲美町菊徳土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和6年3月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 組合の名称及び事務所の所在地並びに設立認可の年月日  
 組合の名称 稲美町菊徳土地区画整理組合  
 事務所の所在地 加古郡稲美町国岡1丁目1番地（加古郡稲美町役場内）  
 設立認可の年月日 令和4年3月28日
- 変更認可の年月日  
 令和6年3月5日

兵庫県告示第165号

昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部を次のように改正する。

令和6年3月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

表中

「

|                           |                           |            |
|---------------------------|---------------------------|------------|
| 一般社団法人<br>兵庫県消防設備<br>保守協会 | 一般社団法人<br>兵庫県消防設備<br>保守協会 | 神戸市中央区下山手通 |
|---------------------------|---------------------------|------------|

」

を

「

|                           |                           |           |
|---------------------------|---------------------------|-----------|
| 一般社団法人<br>兵庫県消防設備<br>保守協会 | 一般社団法人<br>兵庫県消防設備<br>保守協会 | 神戸市中央区磯辺通 |
|---------------------------|---------------------------|-----------|

」

に改める。

兵庫県告示第166号

昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部を次のように改正する。

令和6年3月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

表兵庫県信用農業協同組合連合会の項中

「

|  |        |         |
|--|--------|---------|
|  | 同 賀集支所 | 南あわじ市賀集 |
|--|--------|---------|

」

を

「

|  |        |         |
|--|--------|---------|
|  | 同 南淡支所 | 南あわじ市賀集 |
|--|--------|---------|

」

に、

「

|  |         |             |
|--|---------|-------------|
|  | 同 阿万支所  | 南あわじ市阿万下町   |
|  | 同 北阿万支所 | 南あわじ市北阿万新田中 |

」

を

「

|  |        |           |
|--|--------|-----------|
|  | 同 阿万支所 | 南あわじ市阿万下町 |
|--|--------|-----------|

」

に改める。

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年3月5日



兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
(第3工区)  
三木市別所町近藤字中川原190番1の一部、190番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
三木市末広三丁目25番25号  
株式会社ラスコジャパン 代表取締役 島谷 学
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和5年5月15日  
兵庫県指令北播(加土)(建)第1-15-3号(4三木)



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年3月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
(第一工区)  
たつの市龍野町片山字下河原410番1、411番1、411番2、418番1、419番1、420番の一部、421番1の一部、421番2の一部、410番1地先里道、410番1地先水路  
同 市龍野町片山字柴添422番、428番から430番まで、431番の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
静岡市清水区渋川100番地  
株式会社クミカ物流 代表取締役社長 中島正成
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和6年1月30日  
兵庫県指令中播(姫土)(建)第1-16-2号(4たつの)

**病院局公告**

**入札公告**

下記の工事について制限付き一般競争入札(事後審査型)に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和6年3月5日

兵庫県病院事業契約担当者

兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

- 1 入札に付する事項
  - (1) 工事名  
兵庫県立リハビリテーション中央病院 サーバー室改修工事(以下「本工事」という。)
  - (2) 工事場所  
神戸市西区曙町1070
  - (3) 工事概要  
工種 建築工事一式  
鉄筋コンクリート造2階部分の改修工事(改修面積99.0平方メートル)
  - (4) 施工期間  
着工の日から令和6年7月31日(水)まで
  - (5) 最低制限価格  
有
  - (6) 低入札調査基準価格及び調査最低制限価格  
無

- (7) 入札方式  
制限付き一般競争入札（事後審査型）（価格競争）
- (8) 契約締結予定日  
令和6年4月上旬予定
- (9) 支払条件
- ア 前払金 有
- イ 中間前払金 有
- ウ 部分払 有  
履行期間中1回以内とする。
- エ 中間前払金と部分払の選択該当工事の別 有
- 2 応募方法  
単独企業による。
- 3 入札参加資格  
財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第81条の3に定める工事契約に係る入札参加資格者名簿に登録されている者で、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
- (1) 資格要件
- ア 政令第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しないこと。
- イ 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による建築一式工事業に係る建設業の許可を有すること。
- ウ 兵庫県の一般競争入札参加資格の工種が建築一式工事であること。
- エ 建設業法の規定による総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までであること。  
なお、確認基準日において有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日まで失効する場合は、資格確認日において契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書を有していること。
- オ 兵庫県神戸県民センター管内に建築一式工事業の許可を受けた主たる営業所を有する者であって、令和5年度兵庫県建設工事に係る入札参加資格者名簿の建築一式工事においてC等級（社会貢献評価数値40点以上の者）又はD等級に格付けされており、かつ、技術・社会貢献評価点数の合計が5点以上の者に限る。
- カ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約当事者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。
- ク 本工事に係る設計業務等の受注者でなく、また、次の(イ)又は(ウ)に該当しないこと。
- (7) 本工事に係る設計業務等の受注者 株式会社黒田建築設計事務所
- (イ) 当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者
- (ウ) 代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者
- ケ 兵庫県発注の建築一式工事に係る低入札価格調査工事を下記6(1)の提出期限の日（確認基準日）までに完了しない者は、建築一式工事における資格格付要領第4条の規定による平均工事成績点が65点以上であること。
- (2) 配置予定技術者の要件
- ア 次に掲げる基準を満たす建設業法の規定による主任技術者又は監理技術者を適正に配置できること。
- (7) 原則として、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。
- (イ) 入札参加申込者と直接かつ恒常的な雇用関係（原則として、入札参加申込日以前に3箇月以上の雇用関係）があること。
- イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。ただし、工事現場での専任の主任技術者又は監理技術者が必要とならない工事は除く。

ウ 落札者は、提出した資料に記載した配置予定技術者を、当該工事現場に配置すること。

なお、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて、契約期間中は、当該配置予定技術者を変更することは認めない。

#### 4 契約条項を示す期間及び場所

建設工事請負契約書等については、次のとおり閲覧に供する。

##### (1) 閲覧期間

令和6年3月5日（火）から同月26日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

##### (2) 閲覧場所（公告事務を担当する部局）

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県病院局経営課経営班

電話（078）341-7711 内線3464

#### 5 設計図書及び提出資料の様式等の交付

##### (1) 交付期間

令和6年3月5日（火）から同月15日（金）まで（県の休日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

##### (2) 交付場所

上記4(2)に同じ。

##### (3) 交付方法

無償で配布する。ただし、設計図書については、入札説明書等交付申出書を提出した翌日から起算して4日以内に貸与する。

なお、貸与した設計図書については、入札後速やかに返却すること。

#### 6 入札参加の手続

本工事の入札参加を希望する者は、入札説明書等交付申出書及び入札参加申込書（以下「申込書等」という。）を次に定めるところに持参により提出すること。

##### (1) 提出期間

上記5(1)に同じ。

##### (2) 提出場所

上記4(2)に同じ。

##### (3) 提出部数

1部

##### (4) 提出資料等

ア 入札説明書等交付申出書兼受領書

イ 制限付き一般競争入札（事後審査型）入札参加申込書

##### (5) その他

ア 申込書等の作成及び提出に要する費用は、入札参加申込者の負担とする。

イ 提出された申込書等は、入札参加者の確認以外に入札参加申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書等は、返却しない。

エ 入札参加申込期限日以降は、原則として申込書等の差替え及び再提出は認めない。

#### 7 設計図書に対する質問

##### (1) 設計図書に対する質問

設計図書に対する質問がある場合は、次に従い書面（様式は任意）により提出すること。

##### ア 提出期間

令和6年3月5日（火）から同月18日（月）まで（県の休日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

##### イ 提出場所

上記4(2)に同じ。

##### (2) 回答書の閲覧

##### ア 閲覧期間

令和6年3月22日（金）から同月26日（火）まで（県の休日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 閲覧場所

上記4(2)に同じ。

8 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時

令和6年3月27日（水）午前11時

(2) 入札及び開札の場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁別館1階B会議室

(3) 入札の方法

上記(1)の日時に、上記(2)の場所へ直接入札書を提出すること。

(4) 入札保証金

免除する。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までには到達していること。

イ 入札者又はその代理人が本工事の入札について2通以上した入札でないこと。

ウ 本工事の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額、入札者の記名及び押印があり、これらと入札内容が分明であること。

カ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。

キ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ク 代理人が入札をする場合は、入札する前に契約担当者あての委任状を提出すること。

ケ 第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（設計図書に示す様式）を提出すること。

コ 入札の執行回数は2回を限度とし、初度の入札において落札候補者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。

なお、落札候補者がいる場合であって、下記9において、全ての落札候補者について入札参加資格がないとしたときは、日を改めて再度の入札を行う。

サ 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者（最低制限価格が設けられたときは、初度の入札において、当該価格に達しない価格で入札した者を除く。）

(4) 初度の入札において上記アからキまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、ウ又はエに違反し無効となった者以外の者

シ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札候補者が暴力団でないこと等についての誓約書を下記9(2)入札資格確認資料の提出期間中に提出すること。

(6) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(7) 入札に際しての注意事項

ア 関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

イ 不正、その他の理由により、競争の実益がないと契約担当者が認めるときは、入札を取り消すことがあり、天変地異等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがある。

なお、これらの場合における損害は、入札参加者の負担とする。

ウ 入札金額は、アラビア数字を用いて記載すること。

エ 工事費内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、その内容が入札金額、契約金額等を拘束するものではない。ただし、提出された工事費内訳書の内容等について、入札執行職員が説明を求めることがあるので、内訳明細を必ず入札会場に持参すること。

なお、工事費内訳書の提出は持参によるものとし、工事名及び入札参加者名を記載して、工事費内訳書在中と朱書した封筒に封入すること。

オ 建設業退職金共済制度掛金相当額が諸経費の中に積算されているので、入札金額にこれを含めて見積ること。

なお、同制度の対象労働者を雇用しているにもかかわらず同制度に加入していない者は、速やかに同制度に加入すること。

カ 入札書は、記名押印の上封筒に入れ、封筒には入札書と表記し、宛名及び工事名に併せて、入札参加者が法人であるときは名称及び代表者名を、個人であるときは商号及び氏名を記載すること。

キ 入札書は、上記(1)の日時に、上記(2)の場所で、入札執行職員の指示に従って入札書(封書)を入札箱に直接投入すること。

ク 入札書(封書)を投函した後においては、入札書を書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

ケ 入札を希望しない者は、入札辞退届を提出して入札を辞退することができる。

#### 9 落札候補者の決定方法及び入札参加資格確認資料の提出

(1) 病院局会計規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第17号)第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうちから、落札候補者を決定する。

(2) 落札候補者として入札執行者から入札資格確認資料の提出を求められた場合は、提出を指示された日の翌日から起算して2日以内(県の休日を除く。)に提出すること。

ア 提出部数

1部

イ 提出資料等

(7) 配置予定技術者の資格

入札参加資格があることを判断できる配置予定技術者の資格を様式6号の2に記載すること。

なお、記載件数は技術者3名以内とし、資格証明書等の写しを添付すること。

(4) 建設業の許可及び経営事項審査結果

入札参加資格があることを判断できる建設業の許可状況等を様式7号に記載するとともに、次に掲げる書類を添付すること。

a 建設業の許可

許可に係る通知書の写し

b 経営事項審査結果

建設業法第27条の29の規定による総合評定値通知書の写し

c 設計業務受託者関係

本工事に係る設計業務の受託者と関係がある場合は、関係が確認できる登記簿謄本等の写し

ウ 提出方法

上記4(2)の場所に持参する。

エ 資料の作成及び提出に要する費用は、資料の提出を求められた者の負担とする。

オ 提出された資料は、入札参加資格の確認以外に資料の提出を求められた者に無断で使用しない。

カ 提出された資料は返却しない。

キ 資料を提出した結果、入札参加資格がないと認められた者は、別に定める期限までに、契約担当者に対して、その理由について書面(様式は任意)を持参(郵送又は電送によるものは受け付けない。)し、説明を求めることができる。

ク 入札参加資格確認資料の提出を求められた者が資料を上記(2)の提出期間内に提出しないとき、又は入札執行者の指示に応じないときは、その者のした入札は入札参加資格がない者のした入札とみなし、無効とする。

#### 10 落札者の決定方法

(1) 落札候補者のうち、入札参加資格があると認められた者を落札者とする。ただし、その者により当該契

約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者としなないことがある。

- (2) 最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (3) 落札候補となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。  
なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者がいるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

#### 11 契約の締結

- (1) 落札決定の日から7日以内に、兵庫県病院局が作成した建設工事請負契約書により契約を締結する。
- (2) 落札決定後契約締結までの間に、落札者が入札参加資格制限に該当した場合又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

#### 12 契約保証金

落札者は、契約の締結までに、契約金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額）の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納める必要はない。

- (1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供があったとき。
- (2) 債務不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、兵庫県が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき登録を受けた保証事業会社の保証があったとき。
- (3) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証があったとき。
- (4) 兵庫県を被保険者とした債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結があったとき。

#### 13 その他

- (1) 契約を締結した者は、当該工事の施工に必要な枚数の建設業退職金共済証紙を購入し、契約締結後1箇月以内に、同証紙購入の際に金融機関が発行する発注者用掛金収納書を契約担当者に提出すること。
- (2) 工事の施工に当たっては、建設業法に規定するところにより主任技術者又は監理技術者を適正に配置すること（工事現場ごとに専任の者でなければならない場合には、特に注意すること。）。
- (3) 契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を兵庫県に提出すること。
- (4) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (5) 入札参加申込者数及び入札参加申込者名は、入札執行後まで公表しない。

~~~~~

落札者等の公示

制限付き一般競争入札の落札者等について、次のとおり公示する。

令和6年3月5日

兵庫県病院事業契約担当者

兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

- 1 工事名称
ボイラー更新工事
- 2 工事場所
兵庫県立リハビリテーション中央病院 神戸市西区曙町1070
- 3 工種
管工事
- 4 入札方式

制限付き一般競争入札（事後審査型）（価格競争）

5 入札日時

令和6年1月29日（月）午前11時

6 入札場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁1号館 1階入札室

7 落札価格

78,000,000円（税抜き）

8 落札者の名称及び住所

有元温調株式会社 神戸市垂水区舞子坂1丁目10-36

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第12号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第13条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設を指定したので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和6年3月5日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 永田 秀一

1 病院及び介護老人保健施設の表神戸市の項中

「

医療法人社団 六心会 恒生かのこ病院	同 市北区鹿の子台北町8丁目11-1
--------------------	--------------------

」

を

「

医療法人社団 六心会 恒生かのこ病院	同 市北区鹿の子台北町8丁目11-1
--------------------	--------------------

介護老人保健施設 神戸彩光園	同 市北区鳴子3丁目1
----------------	-------------

」

に

2 老人ホームの表神戸市の項中

「

小規模特別養護老人ホーム ほわいえ	同 市北区八多町中1306
-------------------	---------------

」

を

「

小規模特別養護老人ホーム ほわいえ	同 市北区八多町中1306
-------------------	---------------

特別養護老人ホーム 駒どりの郷	同 市北区西大池2丁目7-41
-----------------	-----------------

特別養護老人ホーム 鈴蘭台西	同 市北区鳴子3丁目1
----------------	-------------

介護型ケアハウスグリーンヒル	同 市北区鳴子3丁目1
----------------	-------------

」

に改める。

教育委員会公告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和6年3月5日

契約担当者

兵庫県教育長 藤原俊平

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
兵庫県立御影高等学校ほか77施設で使用するガス（年間予定数量517,666立方メートル）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県教育委員会事務局財務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和5年12月25日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社グローバルエンジニアリング 福岡市東区香椎1-1-1 ニシコーリビング香椎2F
- 5 落札金額（税抜）
58,825,644円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和5年11月14日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和6年3月5日

契約担当者

兵庫県教育長 藤原俊平

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
兵庫県立上郡高等学校羽山農場ほか9施設で使用する電気 予定数量4,149,258キロワット時/年
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県教育委員会事務局財務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和5年12月25日
- 4 落札者の名称及び住所
日本エネルギー総合システム株式会社 香川県高松市林町1964-1
- 5 落札金額（税抜）
77,602,805円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和5年11月14日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和6年3月5日

契約担当者

兵庫県教育長 藤原俊平

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
兵庫県立宝塚東高等学校ほか34施設で使用する電気 予定数量8,003,164キロワット時/年
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県教育委員会事務局財務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

- 3 落札者を決定した日
令和5年12月25日
- 4 落札者の名称及び住所
日本エネルギー総合システム株式会社 香川県高松市林町1964—1
- 5 落札金額（税抜）
167,363,516円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和5年11月14日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
令和6年3月5日

契約担当者
兵庫県教育長 藤原俊平

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
兵庫県立松陽高等学校ほか26施設で使用する電気 予定数量6,499,067キロワット時／年
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県教育委員会事務局財務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和5年12月25日
- 4 落札者の名称及び住所
日本エネルギー総合システム株式会社 香川県高松市林町1964—1
- 5 落札金額（税抜）
141,836,362円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和5年11月14日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
令和6年3月5日

契約担当者
兵庫県教育長 藤原俊平

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
兵庫県立伊川谷北高等学校ほか31施設で使用する電気 予定数量6,600,072キロワット時／年
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県教育委員会事務局財務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和5年12月25日
- 4 落札者の名称及び住所
日本エネルギー総合システム株式会社 香川県高松市林町1964—1
- 5 落札金額（税抜）
150,972,240円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日

令和5年11月14日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和6年3月5日

契約担当者

兵庫県教育長 藤原俊平

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
兵庫県立小野工業高等学校ほか25施設で使用する電気 予定数量5,022,552キロワット時/年
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県教育委員会事務局財務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和5年12月25日
- 4 落札者の名称及び住所
日本エネルギー総合システム株式会社 香川県高松市林町1964-1
- 5 落札金額（税抜）
119,315,149円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和5年11月14日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和6年3月5日

契約担当者

兵庫県教育長 藤原俊平

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
兵庫県立氷上西高等学校ほか31施設で使用する電気 予定数量5,701,541キロワット時/年
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県教育委員会事務局財務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和5年12月25日
- 4 落札者の名称及び住所
日本エネルギー総合システム株式会社 香川県高松市林町1964-1
- 5 落札金額（税抜）
152,177,673円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和5年11月14日